平成２２年（フ）第６４０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟709号
債務者　岩城喜代美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県川西市加茂２丁目10番６号、前住所兵庫県川西市南花屋敷３丁目４番20号　302
債務者　古谷　静佳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４９号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番２―54号
債務者　毛笠　浩一（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９３号
兵庫県宝塚市平井山荘７番２号　ライズタウン平井山荘
債務者　島本　智子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６０号
鳥取県米子市河崎1704番地１
債務者　永田　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６３号
鳥取県日野郡日野町津地391番地
債務者　山田紀代子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７１号
広島県尾道市美ノ郷町三成3051番地１
債務者　竹本　富博
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
広島県福山市赤坂町大字赤坂332番地１　アカサカビレッジＣ、旧住所広島県沼隈郡沼隈町大字草深201番地１
債務者　柿本　秀彦
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２４号
広島県福山市城興ヶ丘25番21号
債務者　長谷川豊子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２５号
広島県福山市新涯町５丁目36番３―303号、旧住所広島県福山市加茂町字百谷722番地
債務者　津島紀代子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県今治市南大門町３丁目３番地２、旧住所愛媛県今治市常盤町２丁目５番地９
債務者　宮田　貞女
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３５号
愛媛県今治市南大門町３丁目３番地２、旧住所愛媛県今治市常盤町２丁目５番地９
債務者　宮田　修嗣
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４９号
長崎県南島原市加津佐町己280番地５
債務者　泉　美津子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
大分県由布市湯布院町川西150番地４
債務者　高倉紗耶香
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２５３号
大分県別府市天満町４番29号　荷宮アパート２Ｆ１号
債務者　清竹　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎市佐土原町下那珂4707番地　市営住宅小牧台53―２棟17号
債務者　大倉　久子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４８号
沖縄県島尻郡久米島町字鳥島240番地
債務者　米谷チヅル
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部